

令和4年12月12日（月）
指定地域密着型サービス事業所集団指導

適切な虐待対応に向けて

～基礎知識の確認とR3年度報酬改定を踏まえて～



松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当
井口 翔太

本日の流れ

- ▶ 高齢者虐待防止法の対象者や虐待の定義の理解
- ▶ 虐待の推移から現状を知る
- ▶ 具体的な虐待防止対策について
- ▶ R 3 年度報酬改定における改定事項について
- ▶ さいごに

高齢者虐待防止法の対象者や 虐待の定義の理解

高齢者虐待防止法の制定の経過

- ▶ 高齢化社会が進むにつれ、高齢者に対する虐待が表面化



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
高齢者虐待防止法（平成18年4月施行）

高齢者虐待防止法の目的

- ▶ 高齢者の権利利益の擁護
- ▶ 高齢者虐待の防止とともに早期発見・迅速かつ適切な対応のための施策を促進すること

高齢者虐待の定義

① 高齢者とは

- ▶ 65歳以上の者（法第2条第1項）
- ▶ 養介護施設及び事業所を利用する65歳未満の障害者（法第2条第6項）

高齢者虐待の定義

②養護者とは

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者（法第2条2項）



金銭管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など何らかの世話をしている者



ポイント！

家族、親族、同居人等が該当すると考えられますが、同居していなくても現に世話をしている親族、知人等が養護者に該当する場合もある！

高齢者虐待の定義

③養介護施設従事者とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の「業務に従事する者」（法第2条5項）

ポイント！

「業務に従事する者」とは直接介護サービスを提供しない者も含まれます！

例) 施設長、厨房職員、清掃職員等

高齢者虐待の類型

- ▶ 身体的虐待
- ▶ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- ▶ 心理的虐待
- ▶ 性的虐待
- ▶ 経済的虐待

身体的虐待

▶ 暴力的行為

- 例) ・平手打ちする、つねる、蹴る・殴る、故意に転ばせる
- ・入浴時に熱い湯やシャワーをかけて火傷させつ



▶ 本人の利益にならない強制による行為

- 例) ・介護がしやすいよう、職員の都合でベッド等へ抑えつける
- ・食事の際に本人が拒否しているにも関わらず無理矢理口に入れて食べさせる
- ・意図的に過剰に薬を内服させる

▶ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

- ・後ほど詳しく説明します

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト) ①



▶ 必要とされる介護を怠り、生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- 例) ・入浴しておらず、異臭がし、髭が伸び、汚れのひどい服を着せている等日常的に著しく不衛生な状態で生活させる
- ・オムツが汚れているにも関わらず放置する
 - ・健康状態に悪化をきたす環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる

▶ 状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- 例) ・医療が必要にも関わらず、受診させない、あるいは救急対応を行わない

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト) ②

- ▶ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
例) ・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない
- ▶ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
例) ・他の高齢者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしない

心理的虐待①

▶ 威圧的な発言、態度

例) ・怒鳴る、罵る

▶ 侮辱的な発言、態度

例) ・日常的にからかい、「死ね」等屈辱的なことを言う
・子ども扱いするような呼称で呼ぶ

▶ 行為の否定、無視するような発言、態度

例) ・「意味もなくナースコールを押さないで」等と言う
・大切にしているものを壊す、捨てる



心理的虐待②

▶ 意欲や自立心を低下させる行為

例) ・トイレを使用できるのに職員の都合を優先し、オムツにする

▶ 不当に孤立させる行為

例) ・面会をさせない

・理由もなく外部との連絡を遮断する

▶ その他

例) ・本人の意思を反して異性介助を繰り返す

・車椅子で移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖心を与える

性的虐待

▶ 本人との間で合意が形成されていない、性的な行為またはその強要

- 例) ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、話をさせる）
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりし、その場面を見せないための配慮をしない
 - ・本人を裸にする、わいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。



経済的虐待

- ▶ 財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 例)
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
 - ・本人の財産を意思・利益に反して使用する
 - ・事業所に金銭を寄付・寄贈するよう強制する



「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束

▶ 緊急やむを得ない場合の身体拘束

- ①切迫性 ②非代替性 ③一時性



▶ 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

関係者が幅広く参加したカンファレンスで上記3要件に該当するか検討→身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を本人及び家族に対して詳細に説明し、十分理解・同意を得る→身体拘束の態様・時間・心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録→常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合は直ちに解除

- ▶ 3要件を一つでも満たしていない場合や適切な手続きを踏めていない場合、
「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束に該当する場合あり

養介護施設の設置者、 養介護施設事業者の責務

- ▶ 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。（第20条）



虐待防止措置義務違反

養介護施設の設置者、 養介護施設事業者の責務

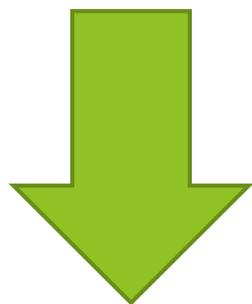
- ▶ 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第21条)



通報義務違反

▶ 介護保険法に規定する

「人格尊重義務違反」に該当



行政指導

行政処分

虐待の実態から現状を知る

老人施設の介護職員が入所者に虐待 大阪市が半年の運営停止処分

朝日新聞社 2022/11/15 09:00



© 朝日新聞社 大阪役所本庁舎=大阪市北区

入所者を殴るなど職員による虐待があったとして大阪市は14日、同市城東区の医療法人史隆会（出口晃史理事長）が運営する介護老人保健施設「幸成（こうせい）園」に対し、介護保険法に基づき、来年3月1日から半年間の運営停止にあたる処分（許可・指定の全部効力の停止）にしたと発表した。

市によると、今年5月、施設職員や入所者家族からの通報を受けて調査を実施。今年働き始めた男性の介護職員1人が、80代以上の女性入所者計6人に対して殴ったり、胸を触ったりするなどしたという証言を確認した。職員はすでに退職している。市は大阪府警に相談したという。

施設では2020～21年にも、入所者への身体拘束や別の職員による暴言などがあったとして、市は計3回の虐待を認定。21年11月には改善勧告を出していた。今回の虐待を受け、市は施設管理者に改善の意思がないと判断し、運営停止にあたる処分を決めた。

入所者62人（10月1日時点）は、来年2月末までに施設を出る必要がある。（寺沢知海）

東京 東村山の高齢者施設で職員が入所者に虐待 都が処分

06月16日 16時35分



東京・東村山市の高齢者施設で、訪問介護の職員が、入所者に対して部屋から出られないようにしたり、元栓を閉めて水を飲めないようにしたりする虐待を行ったとして、都は、この訪問介護事業所に3か月間、業務を行えないようにする処分をしました。

処分を受けたのは、東京・東村山市の「訪問介護事業所ミライエ」です。

都によりますと、この事業所は、同じ敷地内にある高齢者施設で訪問介護を行っていますが、去年9月から10月までの間、80代と90代の入所者2人に対し、夜間などに引き戸のドアノブを外から固定して部屋から出られないようにしたということです。

また、去年夏ごろには、60代から80代の入所者3人に対して、少なくとも数日間にわたり水道の元栓を閉めて水を飲めないようにしたということです。都は、こうした対応は虐待にあたるとしています。

事業所は都に対して、「はいかいや失禁を防ぐために行った」と説明しているということです。

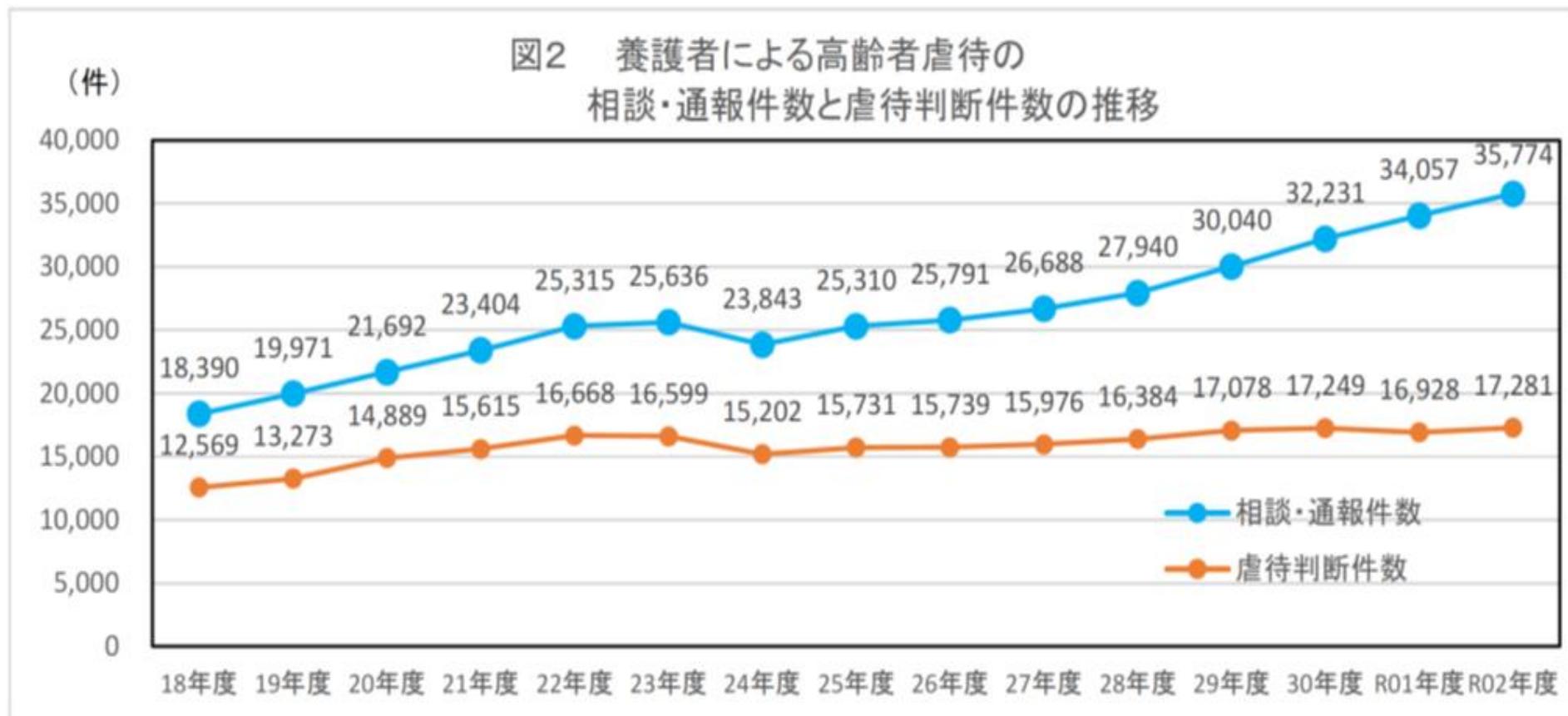
また、都によりますと、こうした対応は、事業所のトップの指示で組織的に行われたということです。

さらに、実際には行っていないサービスの経費を自治体に請求するなどして、およそ170万円を不正に受け取っていたということです。

このため都は、ことし10月から3か月間にわたり、この事業所が業務を行えないようにする処分を決定し、今後、法令順守の徹底や、虐待防止のための研修などを求めるとしています。

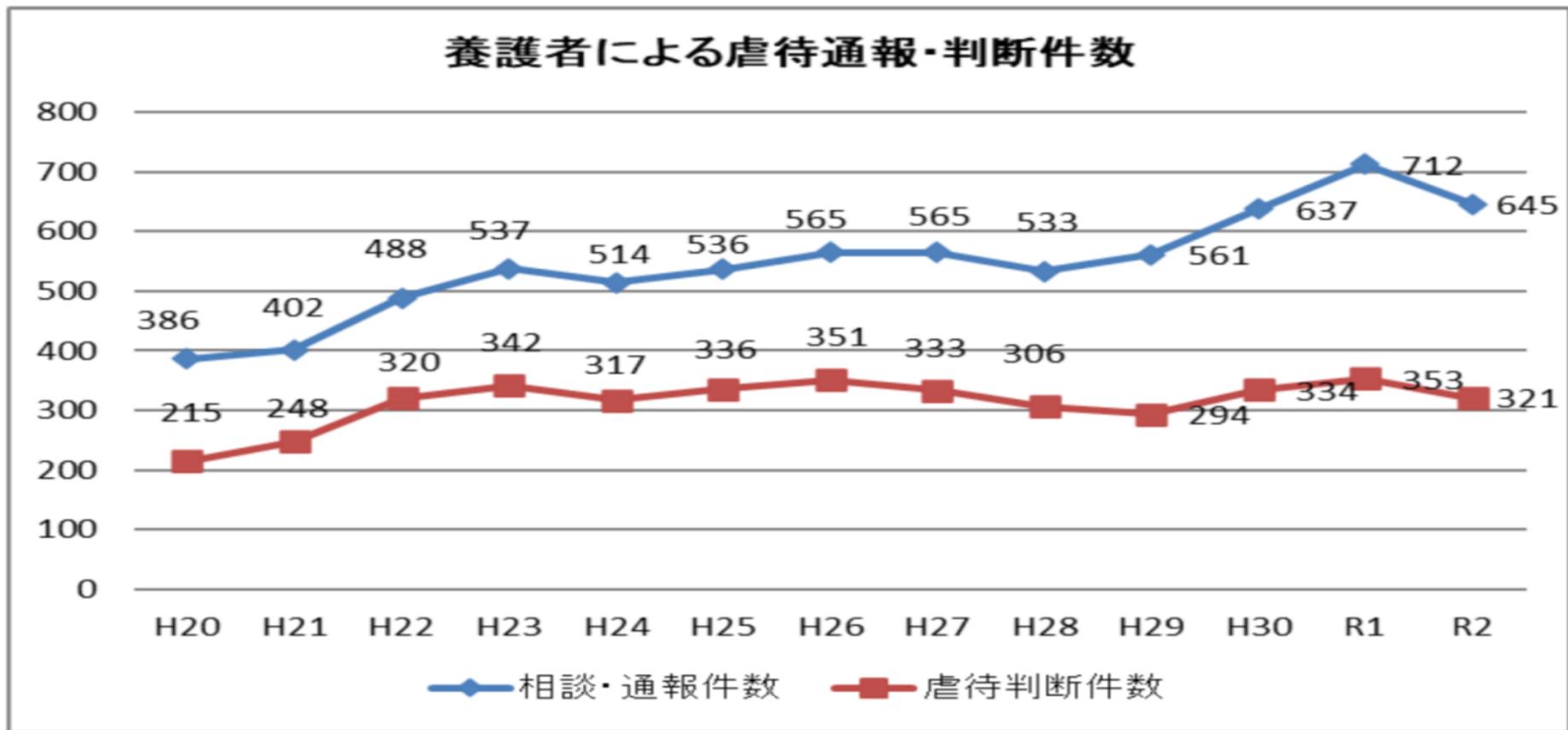
虐待の実態①

養護者による高齢者虐待（国）



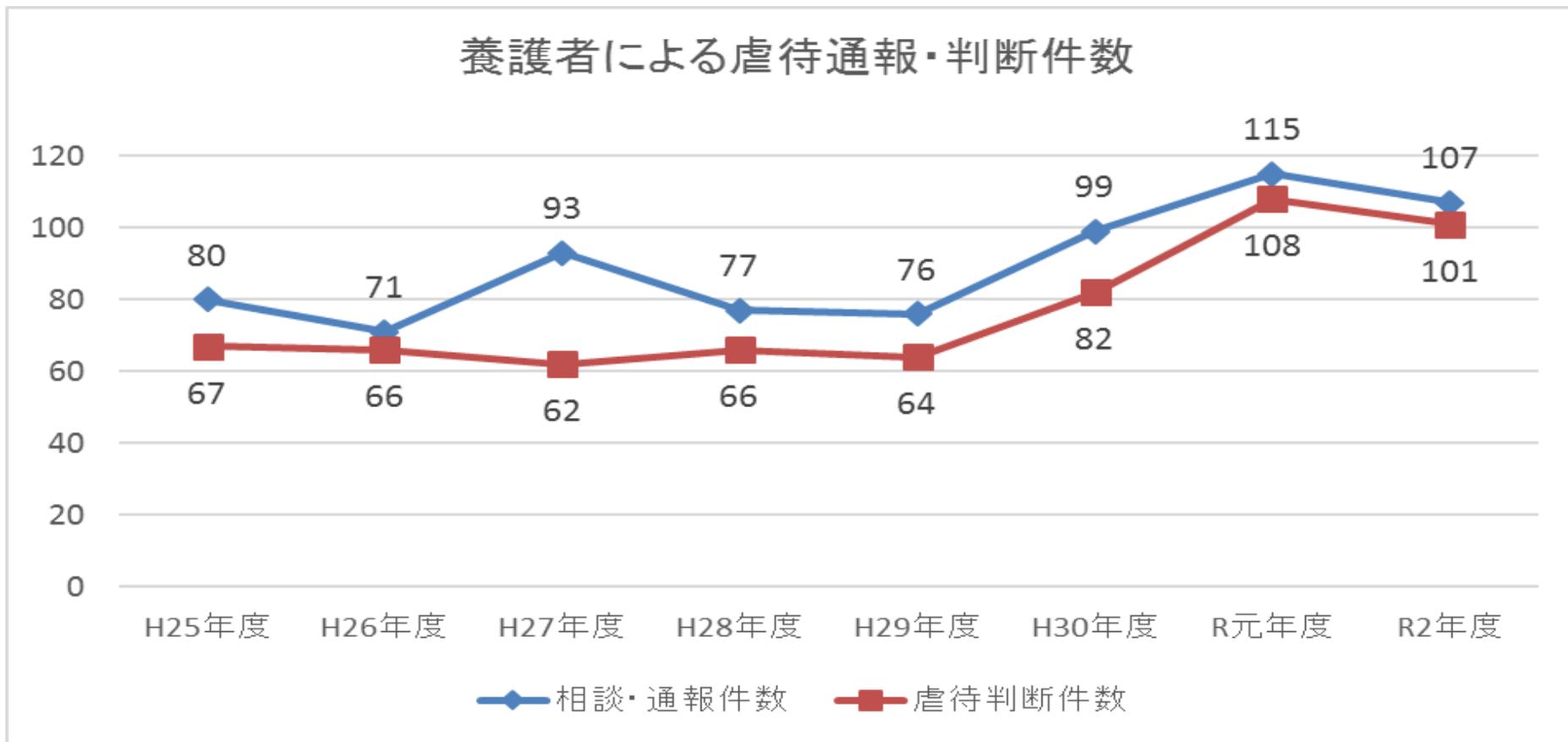
虐待の実態②

養護者による高齢者虐待（県）



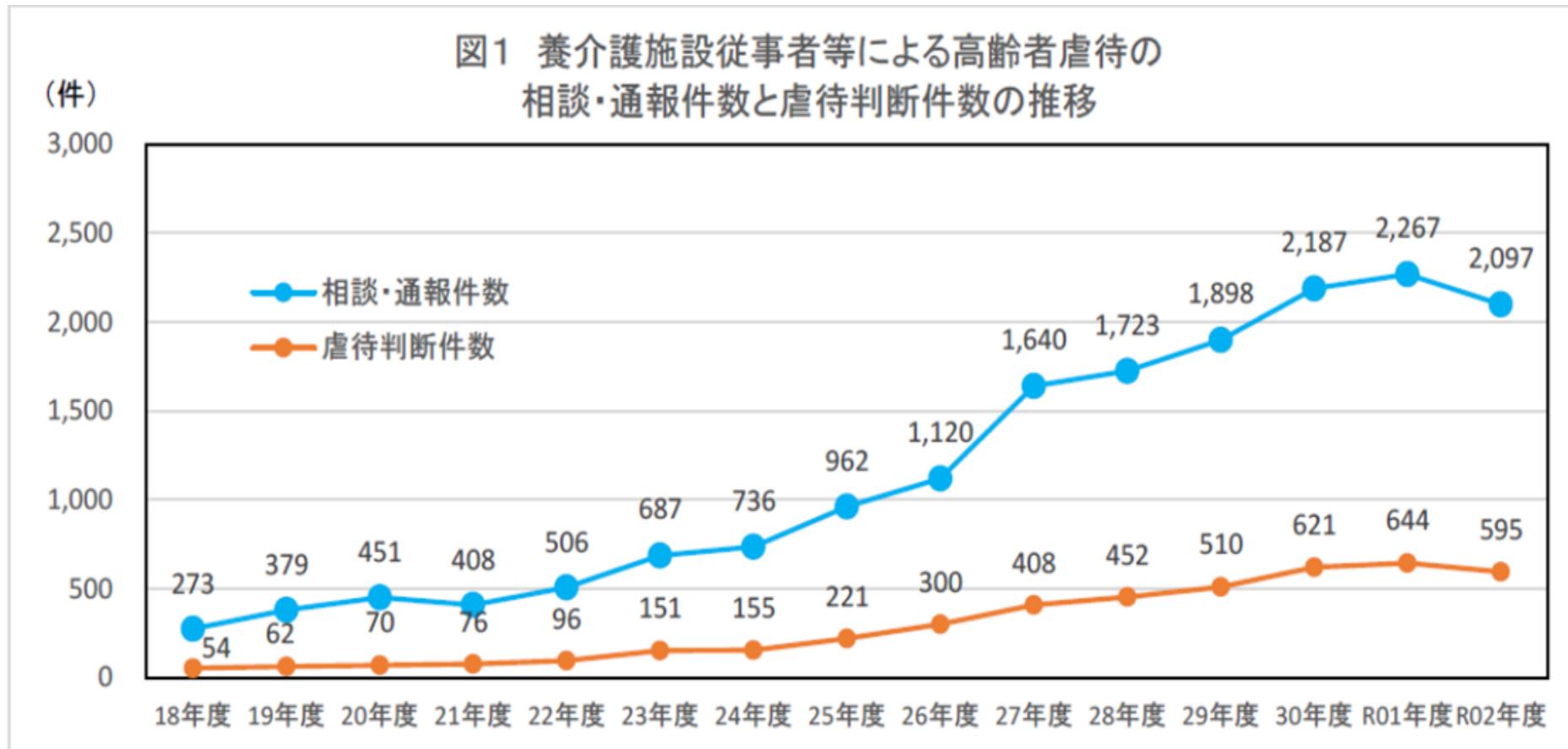
虐待の実態③

養護者による高齢者虐待（市）



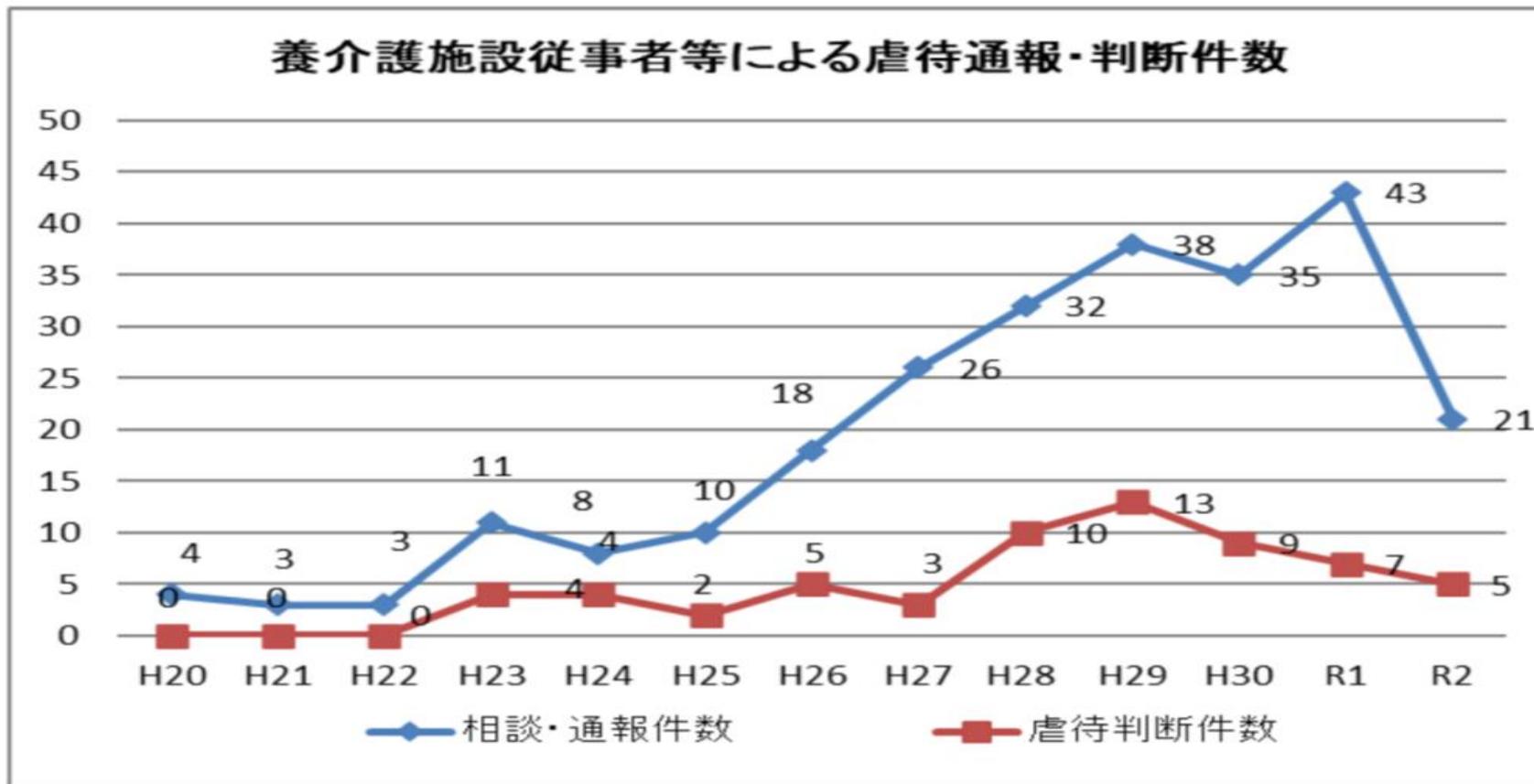
虐待の実態④

養介護施設従事者等による高齢者虐待（国）



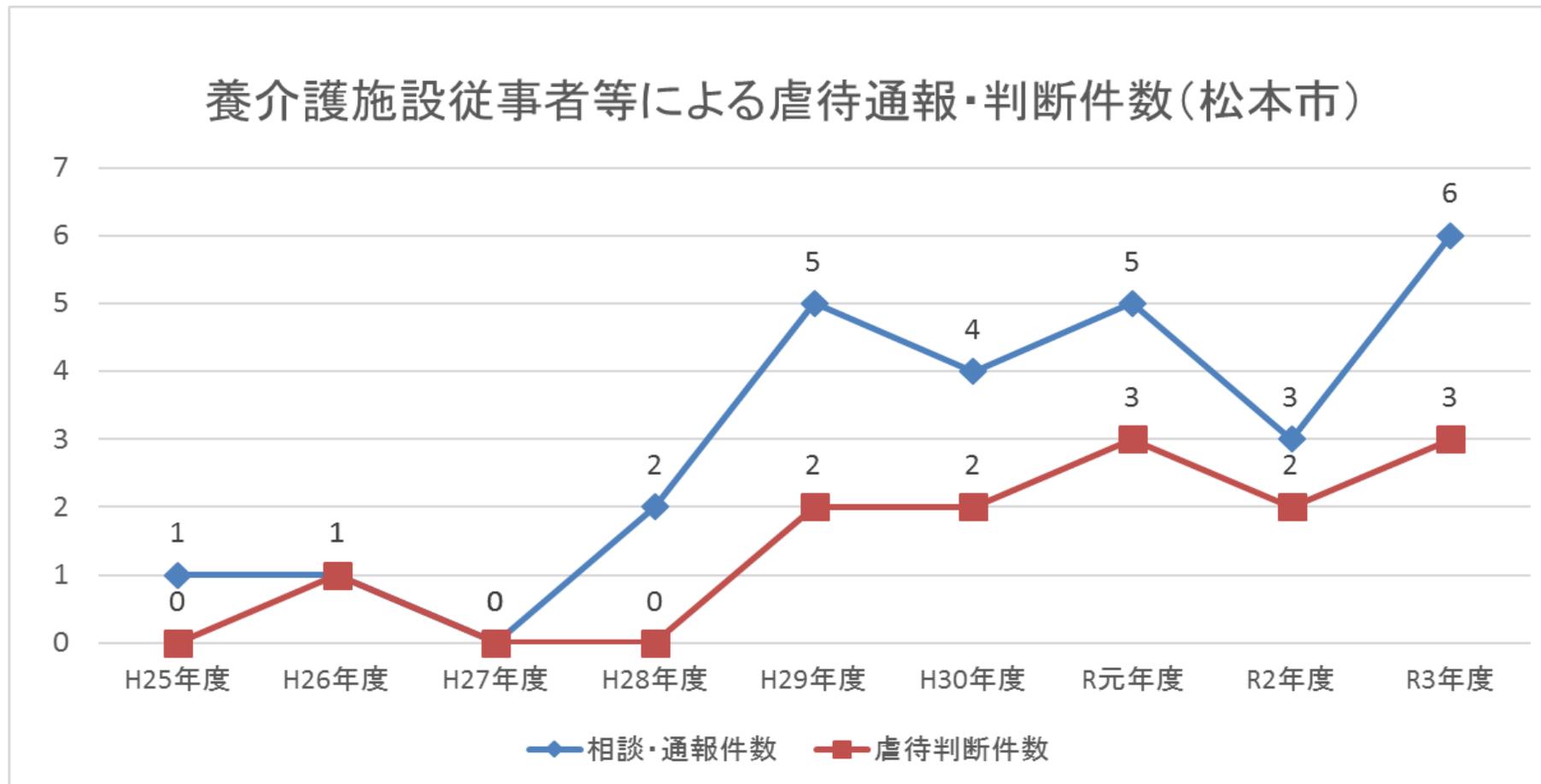
虐待の実態⑤

養介護施設従事者等による高齢者虐待（県）



虐待の実態⑥

養介護施設従事者等による高齢者虐待（市）



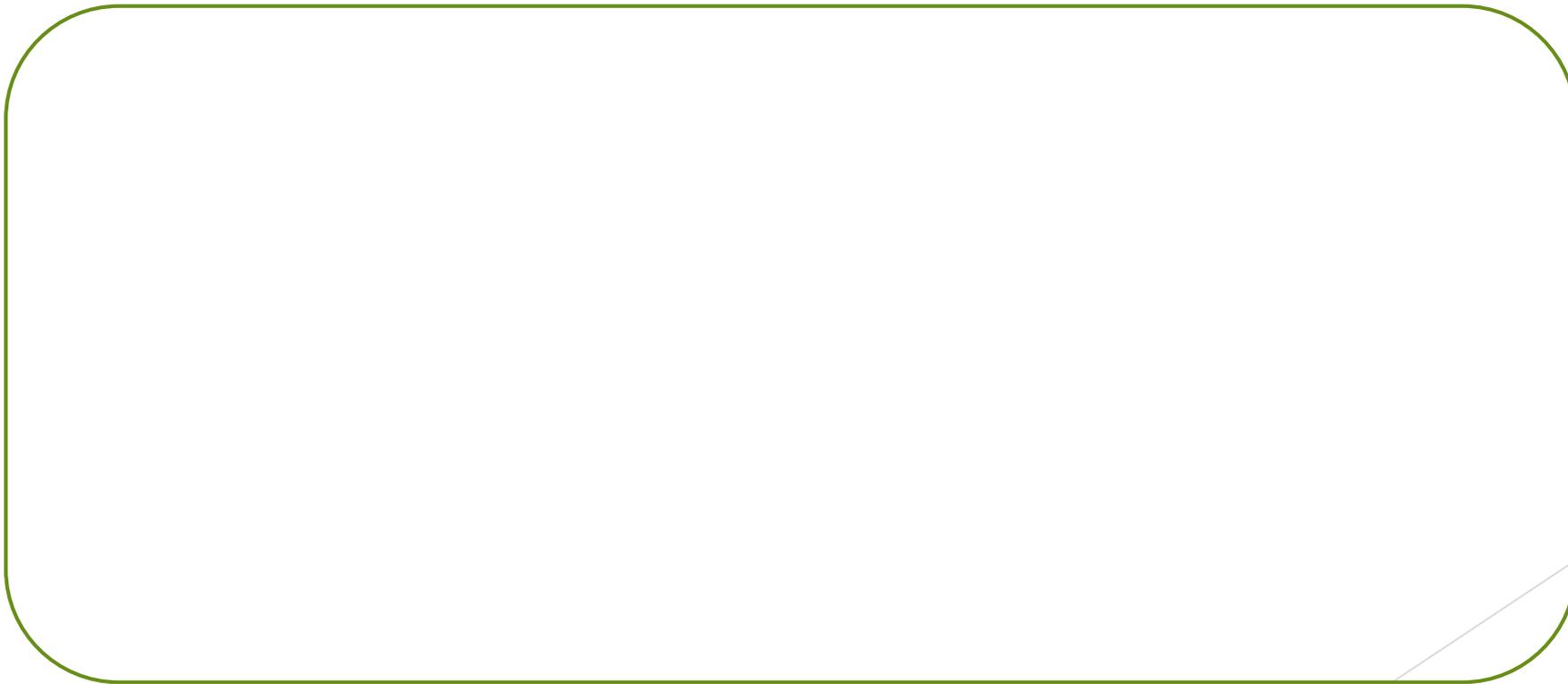
虐待の発生要因

教育・知識・介護技術等に関する問題	48.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	22.2%
職員のストレスや感情コントロールの問題	17.1%
倫理観や理念の欠如	14.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	10.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9.6%

具体的な虐待防止対策について

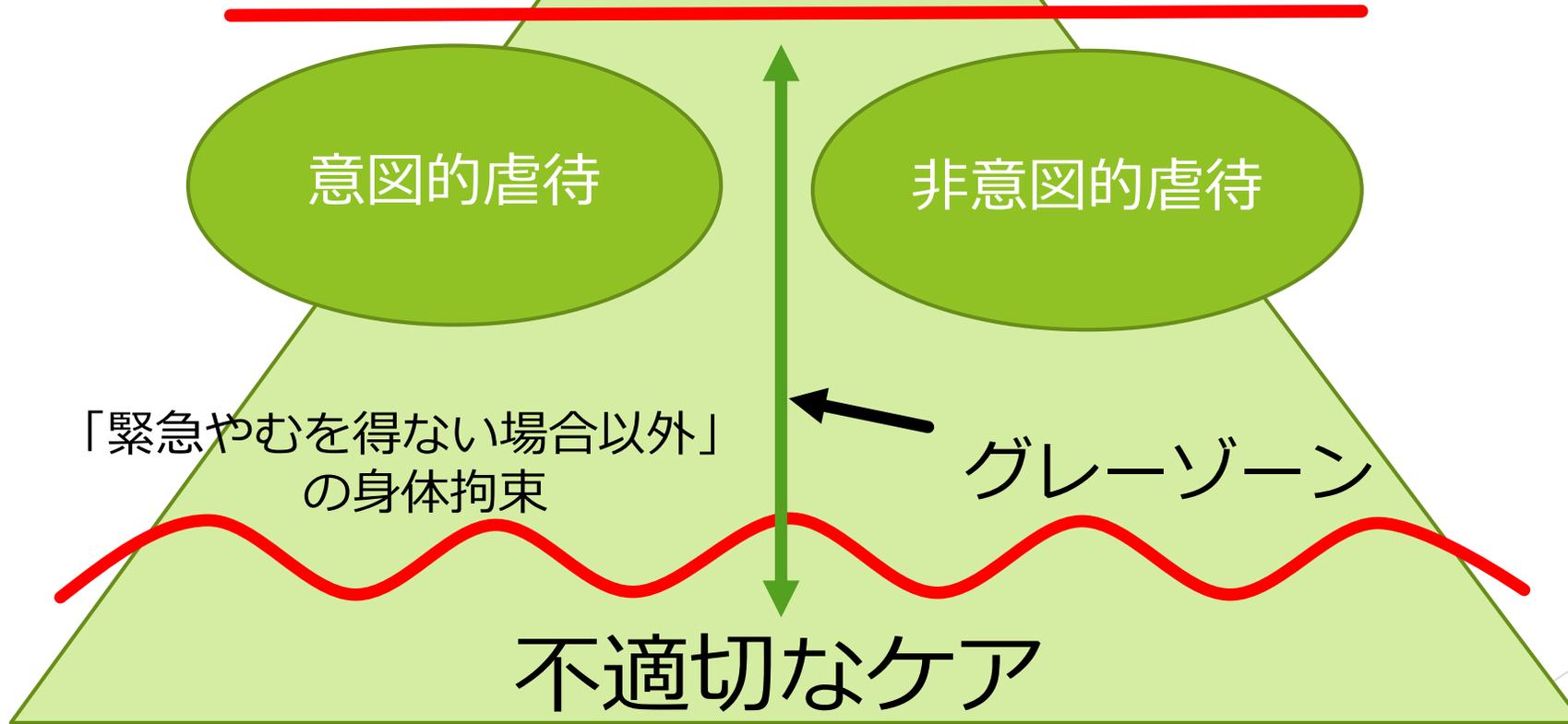
不適切なケアを認識しよう

- ▶ 「不適切なケア」とは？



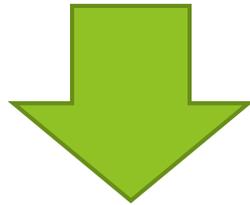


顕在化した虐待



柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成

- ▶ これっていいのか？自分だったらどう思うか？をまず立ち止まって考える
- ▶ 気付いた人が注意しあえる職場づくり
- ▶ ケアの方法を全職員で検討 = チームアプローチ



専門職としての認識を統一して不適切ケア（虐待の芽を摘む）を排除する

虐待の発生要因を把握した上での対応の検討

虐待の発生要因

教育・知識・介護技術等に関する問題

虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ

職員のストレスや感情コントロールの問題

倫理観や理念の欠如

人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

虐待を行った職員の性格や資質の問題

- ▶ 教育・知識・介護技術等に関する問題
→内容等工夫した研修の実施及び個々のスキルアップ
- ▶ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ
→報告・連絡・相談ができる職場体制、仕組みづくり
- ▶ 職員のストレスや感情コントロールの問題
→ストレスケアやアンガーマネジメントの実施、
セルフチェックリスト等の活用

▶ 倫理観や理念の欠如

→ 理念や組織運営方針の明確化、理念や方針を職員間で共有

▶ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

→ 勤務体制や業務分担の見直し

▶ 虐待を行った職員の性格や資質の問題

→ 定期的な個別面談、メンタルヘルス支援

R 3 年度報酬改定における 改定事項について

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※3年の経過措置期間を設ける。）

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催、開催結果を従業者に周知徹底を図ること

委員会の構成メンバーは？

- ▶ 管理者等の決定権者を含む幅広い職種で構成

ポイント！

- ▶ 外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）

構成メンバーの役割分担は？

- ▶ 責任者（統括）
- ▶ 虐待防止措置の周知・進捗管理
- ▶ 医療的ケアに関する検討
- ▶ 利用者及び家族への説明、相談対応
- ▶ 第三者かつ専門的立場からの助言

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催、開催結果を従業員に周知徹底を図ること

委員会の開催頻度は？

- ▶ 開催頻度の規定はなく、「定期的な開催」
→身体拘束適正化に関する委員会に準じて
3ヶ月に1回程度及び随時開催ができる体制があることが望ましい

委員会の協議内容は？

■図表11 虐待防止検討委員会における検討事項（解釈通知による）

- イ 虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

②虐待の防止のための指針の整備

▶ 指針は何を盛り込めばいいの？

■ **図表16** 虐待の防止のための指針に盛り込むべき事項（解釈通知による）

- イ 施設（事業所）における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

▶ 研修の内容は？

- ・ 指針に基づいたプログラムを作成し実施することが大前提
- ・ 虐待等の防止に関する基礎知識内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
 - 高齢者虐待防止法について等基礎知識はもちろんのこと、身体拘束、ストレスケア、認知症ケア、アンガーマネジメント等も絡めて実施することも重要！
 - 虐待の防止、早期発見、迅速な対応のために実施すべき内容を盛り込む！

▶ 研修の開催頻度は？

- ・ 年1回以上は必ず実施
- ・ 新規採用職員には必ず実施

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

▶ 誰を担当者にすれば良いのか？

①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

⑤運営規程に「虐待の防止のため措置に関する事項」の追加

- ▶ 運営規程には具体的にどのように記載すればよいか？

記載例)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 事業者はサービス提供中に当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

さいごに

- ▶ 虐待は高齢者に対する最も重大な「権利侵害」
- ▶ 早期発見・早期対応＝虐待（疑い）が発生した時点で必ず市に報告
 - 虐待か否かの判断は市
- ▶ 虐待は虐待者を責めることが目的ではない
 - 組織として改善、再発防止を実施

▶ 日々の言動、行動等の見直し、日頃から言い合える体制の構築

→ 不適切なケアがない = 虐待の芽が摘める

▶ 虐待者が不在になった = 虐待対応は終結

→ 組織としてあった事実に対してどのように向き合い、再発防止、改善に取り組むかを検討→ 実行→ 評価していく

参考資料①



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 高齢者虐待防止に資する研

・ 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

1. 研修・検証等にご活用いただける調査研究事業等

(1) 老人保健健康増進等事業（再掲）

〈都道府県・市町村向け〉

- ・ [【令和3年度】高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業（株式会社N T Tデータ経営研究所）](#)
- ・ [【令和3年度】高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）](#)（報告書／検証の手引き）
- ・ [【令和2年度】高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業（公益社団法人日本社会福祉十会）](#)
- ・ [【平成29年度】高齢者虐待における重篤事案等にかかる個別事例についての調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）](#)

〈施設・介護サービス事業者向け〉

- ・ [【令和3年度】介護保健保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）](#)（報告書／報告書別冊）
- ・ [【令和3年度】介護現場における適切なシーディングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（株式会社日本総合研究所）](#)（報告書／追補版）
- ・ [【令和2年度】介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究（MS&ADインターリスク総研株式会社）](#)
- ・ [【令和2年度】車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究（株式会社日本総合研究所）](#)
- ・ [【平成21年度】高齢者虐待の防止及び認知症介護の質向上に向けた教育システムの展開と教育効果に関する研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）](#)



参考資料②

- ▶ 法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html

- ▶ 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00001.html

- ▶ 社団法人日本社会福祉士会(2012) 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き(中央法規出版)

- ▶ 「身体拘束ゼロへの手引き」（H13厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

ご清聴
ありがとうございました

